

(案)

令和 年 月 日

単 名 各 通 (別紙により)

トラック輸送における取引環境・労働時間改善群馬県地方協議会

トラック運送事業の適正化及び労働環境改善に向けたご理解とご協力のお願い (要請)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、国民生活に欠かすことのできない基幹産業ですが、ドライバーの有効求人倍率が全産業平均の約2倍のまま推移するなど、担い手不足が深刻化しており、賃金引き上げや長時間労働の削減など労働環境の改善を通じた担い手の確保が喫緊の課題となっています。さらに令和6年4月から、いわゆる「物流の2024年問題」に直面しており、問題の解決に向けて、トラック事業者のみならず、発着荷主等も含めたサプライチェーン全体で協力し、継続的に取り組んでいく必要があります。

令和6年5月に公布された物流改正法では、適正な運賃を収受できる環境整備のため、運送契約締結時に、契約内容の書面化(契約条件の明確化)が義務付けられ、昨年4月から施行されております。さらに本年4月より、荷主、物流事業者のうち一定規模以上の特定事業者に対し、中長期計画の作成や定期報告等の義務に関する規定が施行される予定です。

これらの法改正を契機とし、これまでの商慣習の見直しを行っていただくとともに、下記事項について傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

## 記

- 適正な運賃収受のため、運送事業者から運賃交渉の申し出があった場合は積極的に応じていただくとともに、燃料費の上昇分の考慮し、十分に協議を行っていただくこと。
- トラック運送事業者が提供する役務やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等)を明確化し、適正な運賃収受を目的とした契約内容の書面化を徹底していただくこと。
- 長時間の恒常的な荷待ちはトラックドライバーの長時間労働の要因となるため、荷待ち・荷役時間の削減、積載率の向上に関する取り組みを積極的に推進していただくこと。
- 特定事業者は、中長期計画の作成及び報告を行い、努力義務に係る措置の実施状況を適切に把握するとともに、物流統括管理者(CLO)の選任を行うこと。

※物流改正法・・・「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(新名称:物資の流通の効率化に関する法律)」及び「貨物自動車運送事業法」をいう。

※特定事業者・・・荷主、物流事業者のうち、一定規模以上の事業者。第一種荷主、第二種荷主、特定連鎖化事業者等は、前年度の取扱貨物重量が9万トン以上、または特定倉庫事業者のうち年度の貨物保管量70万トン以上、もしくは特定貨物自動車運送事業者のうち、保有車両台数が150台以上に該当する事業者。

(案)

○ 標準的な運賃



トラック運送事業者が持続的に事業を行っていくために望ましい水準として、国が示している運賃です。こちらに制度の概要、関係通達等を掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html) (国土交通省 HP)

○ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針



発注者・受注者が取るべき行動・求められる行動を12の行動指針としてとりまとめ、価格交渉において、発注者が根拠資料の提出を求める場合や受注者が示す根拠資料の例として「標準的運賃」が明記されています。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>

(公正取引委員会 HP)

○ 取適法関係



発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、令和8年1月1日から「下請法」が改正され、「取適法」として新たに施行されました。

改正法の概要等

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516\\_toritekiseiritsu.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html)

○ 物流改正法関係



令和7年4月1日から施行されている物流改正法の規制的措置(努力義務)や来年度施行される一定規模以上の特定事業者に対する措置(義務)等、詳しく解説しているポータルサイトです。

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/> (国土交通省 HP)



トラック運送事業者との運送契約締結時の書面交付の義務付け等、令和7年4月から施行されている新たな規制的措置について説明資料等を掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_mn4\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000014.html) (国土交通省 HP)

○ 労働基準法関係



トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトです。荷主の皆様向けの各種情報や簡単自己診断等を掲載しています。

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/> (厚生労働省 HP)

《問い合わせ先》

トラック輸送における取引環境・労働時間改善群馬県地方協議会 事務局

○国土交通省関東運輸局群馬運輸支局 ☎ 027-263-4440

○厚生労働省群馬労働局労働基準部監督課 ☎ 027-896-4735

○一般社団法人群馬県トラック協会 ☎ 027-261-0244

(案)

(別紙)

一般社団法人 群馬県商工会議所連合会 会長 金子 昌彦 殿

一般社団法人群馬県経営者協会 会長 天野 洋一 殿

群馬県商工会連合会 会長 石川 修司 殿

群馬県中小企業団体中央会 会長 大竹 良明 殿